

潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザルに関する質問・回答

番号	要領・様式の該当箇所	質問	回答	更新日
1	要領P5 5 運営に関する条件 (6)職員の配置・確保についての⑥その他について	会計年度任用職員(非常勤職員)の雇用を積極的に検討するために、以下の件について教えてください。 ・現在、追分保育園に勤務する会計年度任用職員(非常勤職員)の数とそれぞれのおおよその経験年数 ・追分保育園以外の潟上市立保育園に勤務する会計年度任用職員(非常勤職員)の数とそれぞれのおおよその経験年数	別紙①及び別紙②のとおりとなります。	R7.6.17
2	要領P9 7 募集に関する手続きの(2)参加申込書類についての○提出書類③法人役員等名簿(様式3)について	ここにある「法人役員」とは、理事、監事及び評議員を指すのでしょうか。それとも、理事と監事まででしょうか。	役員名簿は理事長、理事、監事のみで結構です。評議員は含まなくて構いません。	R7.6.17
3	要領P9 7 募集に関する手続きの(2)参加申し込み書類についての○提出書類⑧法人の直近3年分の財務諸表の写しについて	財務諸表の写しとは、全ての計算書類という認識でよろしいでしょうか。3年分となると相当のボリュームになりますが、全ページについて提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。もしも計算書類の中から必要な部分や不要な部分があるのであればご指示ください。	全てを提出していただく必要はありませんが、以下の書類は提出してください。詳細な内部明細は不要です。 ・賃借対照表 ・キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書及び内訳書 ・損益計算書又は事業活動収支計算書及び内訳書 ・決算附属明細書、注記 ・財産目録 ・収支計算分析表(直近3期において提出が必要であった場合) ・監査報告書 なお、相当のボリュームということであれば、電子データでの提出も可能とします。その場合は、その他提出書類に当該財務諸表を格納した記憶媒体(CD-RまたはDVD-R)を添付して提出してください。	R7.6.17
4	様式集	潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル様式集の番号10「直近2回分の法人(法人運営・会計経理)に対する所管庁の監査結果通知書」について、具体的にどのようなものであるか教えてください。保育園監査のことであれば施設数も多いので、主要施設分でよろしいでしょうか。	記載内容に一部不足がありましたが、「直近2回分の法人(法人運営・会計経理)に対する所管庁の監査結果通知書」は、設立に認可を要する法人に対する監査結果通知書のことであり、該当しない場合は提出不要です。 運営する施設の指導監査結果については、実施要領P8「6参加資格要件」③の事項を確認するために必要となりますので、運営する施設に係る直近2回分の指導監査(監督)結果の写しを提出いただくか、指導監査結果を一覧表(任意様式)とし、代表者名で提出していただいても構いません。	R7.6.17

番号	要領・様式の該当箇所	質問	回答	更新日
5	様式集	潟上市立追分保育園民営化事業者プロポーザル様式集の番号4「法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類」について、規約とは就業規則でよろしいでしょうか。具体的にご指定の書類がありましたら教えてください。	お見込みのとおり就業規則等となります。その他には、個人情報保護規程や苦情解決規程、保育所利用規約、サービス利用契約書のひな形など、法人の適格性が審査できるものを想定しています。	R7.6.19
6	要領P2 4 民営化の条件(1)土地について	「無償貸付期間経過後の土地貸付料は、1㎡あたりの土地評価額に100分の2.5を乗じて得た額とする。」と記載がありますが、9,116(土地の広さ)×11,810円/㎡(土地価格相場がわかる土地代データ参照)×100分の2.5のように計算しましたが、おおよそこちらの金額のイメージでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。土地貸付料は、貸付開始時点の土地評価額を市で算定して決定します。参考までに令和7年6月時点の貸付料を仮算定しましたので以下にお示しします。なお、土地評価額は、路線価の変動に伴い増減することをご承知おきください。 【参考】 13,113円/㎡×9,116.7㎡×0.025=2,988,680円(年額) ※消費税は課税対象外です。	R7.6.19
7	要領P3 4 民営化の条件(2)備品及びリース品について	「LED照明はリース契約により導入したものであるため」と記載がありますが、現在の年間リース料金をご教示ください。	支払いはまだ発生しておりませんが、追分保育園分としては月額67,364円(税込)で、12か月で808,368円となります。	R7.6.19
8	要領P7 5 運営に関する条件(16)保育業務の引継ぎについて	「引継ぎ及び合同保育においては、運営法人は民営化後の保育所に勤務予定の職員を派遣する」とありますが、具体的にどの職種に該当する職員をそれぞれ何人派遣する必要があるのか、現時点で決まっているのであれば教えてください。	園長予定者、主任予定者は基本的には1年前から派遣していただき、保育士については必要に応じて各クラス担任のサポートという形で段階的に入っていただければと考えています。特に移管1～2か月前は、未満児クラスにおいては主体的に保育を担当していただくことを想定しています。栄養士や調理員等についても一定期間の派遣は必要と考えています。具体的な人数や勤務日数等については、事業者選定後に市や保護者との協議の中で検討していくことになると考えています。	R7.6.19
9	要領P7 5 運営に関する条件(16)保育業務の引継ぎについて	「市は派遣により減算となった運営法人の収入分を市の予算の範囲内で交付する」とありますが、これは当該職員の給与相当額を補填してもらえという解釈でよろしいでしょうか。それとも別のことを想定しているのでしょうか。市の予算の想定額と併せて具体的に教えてください。	法人が運営する既存の施設からの職員派遣ということであれば、当該施設における給付費の算定上、減算になると考えられることからその相当額を補填することを想定しています。選定後、新たに新規職員を雇用し、当該職員を派遣する場合は、勤務日数に応じた補助等を協議のうえ検討することとなりますが、給与相当額全額を補填することは想定していません。	R7.6.19
10				